

平成 31 年 1 月 15 日施行の特定緩勾配屋根に関する改正に係る認定・認証による住宅性能評価申請の対応について

平成 31 年 1 月 15 日施行の特定緩勾配屋根に関する改正（平成 30 年国土交通省告示第 80 号*1。以下「改正」という。）に係る認定・認証による住宅性能評価申請の対応についてとりまとめました。施行日以後に着工する住宅については、改正後の評価方法基準に基づく評価が行われるため、申請に用いる認定・認証も改正後の基準に適合したものを用いることになります。申請手続きにあたり、本資料をご参照いただき、ご活用くださいますようお願いいたします。

1. 特定緩勾配屋根の改正に係る認定・認証の各ケース

特定緩勾配屋根の改正に係る認定・認証の有効・無効及び申請における対応は、表 1 のようになります。

表 1 特定緩勾配屋根の改正に係る認定・認証のケース

ケース	2018 年 1 月 15 日 公布	2019 年 1 月 15 日 施行	施行時の申請 における対応
A 認定・認証の内容が改正（平成 30 年国土交通省告示第 80 号）に関係しない	◆ 取得	◆ 取得 引き続き有効	品 別紙 2 を活用※ ※多雪区域における型式では別紙 2 は不要
B 認定・認証の内容が改正に関係し、改正に関する審査をしていない認定・認証	◆ 取得	● 無効 ◆ 取得 ● 無効	施行日において無効
C 施行日以後に取得する認定・認証		◆ 取得	認定・認証日が施行日以後であることを確認
D 準備行為により、施行日に有効となる認定・認証		◆ 準備行為により取得 ○ 有効	準備行為により施行日に有効になる認定・認証であることを確認
E 改正に対応し、それぞれ認定型式の仕様等の認定内容に変更がなく、施行日まで有効なものと施行日以後有効なもので認定型式の認定番号のみが変更となる 1 対の認定・認証		E1 ◆ 取得（改正基準に適合） ● 無効 E2 ◆ 準備行為により取得 ○ 有効 E1、E2 は認定型式の仕様等の認定内容が同じもの（コピー）	E1 及び E2 の認定・認証を取得して、施行日前に設計住宅性能評価書を取得し建設住宅性能評価申請が施行日以後になる場合は品 別紙 1 を活用 施行日以後に設計評価申請をする場合は、E2 の認定・認証を単独で用いる※D と同様

2. 平成 30 年 12 月 14 日付け業住宅第 136 号「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部の改正に伴う住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証の再認定・認証番号一覧表等について」(以下「平成 30 年業住宅第 136 号本文」という)、**品別紙 1**、及び**品別紙 2**について

(1) 資料の位置付け

○当該資料は以下の位置付けで作成されたものです。

- ①特定緩勾配屋根に関する改正時の確認申請の手続きを円滑に行うことを目的として、プレハブ建築協会の責任の下で作成する。
- ②**品別紙 1**、**品別紙 2**は、それぞれの別紙の対象となる認定・認証を取得している会社が作成したものを、プレハブ建築協会ですりまとめ、網羅的な一覧表として管理する。
- ③当該資料は、プレハブ建築協会の HP で公開する。

(2) **品別紙 1**について

○施行日前に、施行日まで有効な認定・認証として、特定緩勾配屋根の改正内容を取り込んだ認定・認証（E1）と、その認定型式の仕様等の認定内容が同じもので、施行日以後に有効な認定・認証（E2）を両方取得した場合に、**品別紙 1**を用いることができます。

○**品別紙 1**の表には、「施行日まで効力を有する認定・認証番号」と、それに対応し「施行日以後に効力を有する認定・認証番号（左列認定型式の仕様等の認定内容と変更がないもの）」が記載されています。

○**品別紙 1**の扱いについて、平成 30 年 1 月 15 日付け国住生第 547 号*²記 2. (2) で、示されています。

(3) **品別紙 2**について

○認定・認証の内容が改正に関係しない認定・認証は、改正により無効になりません。そのため、特定緩勾配屋根の改正に関係しない事項である表 2 の①～④のいずれか 1 つ以上に該当する型式は、改正によって無効になりません。ただし、そのうち、表 2 の①～③に該当するかどうかは、認定書又は認証書だけでは分かりません。

○そのため、施行日前に有効で、施行日以後も引き続き有効な認定・認証である下表の①～④のいずれか 1 つ以上に該当する型式のうち、認定書又は認証書だけでは引き続き有効であることが分からないものとして、表 2 の①～③のいずれか 1 つ以上に該当する型式が**品別紙 2**に記載されています。

表 2 特定緩勾配屋根の改正に関係しない項目

項目	内容
① 構造計算	○平成 19 年国土交通省告示第 594 号「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件」第 2 第三号を適用しない構造計算による型式。(時刻歴応答解析の認定の型式)

② 屋根版の構造	○屋根版が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である型式。
③ 屋根の形状	○屋根形状が特定緩勾配屋根部分(屋根勾配が15度以下で、かつ、最上端から最下端までの水平投影の長さが10m以上の屋根の部分)を有さない型式。
④ 多雪区域	○多雪区域における型式

4. それぞれの対応

【ケース A】 認定・認証の内容が改正に関係しない場合

(1) 表2 ①～③のいずれか1つ以上のみに該当する場合

- プレハブ建築協会の「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部の改正に伴う住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証の再認定・認証番号一覧表等について」及び、申請に該当する品 別紙2 を設計住宅性能評価申請時にご活用ください。
- 当該文書は当協会の責任において作成したものです。住宅の品質確保の促進等に関する法律の図書として位置づけられているものではありませんので、個別の申請において登録住宅性能評価機関より、申請に用いる認定・認証の内容が表2の①～③のいずれか1つ以上に該当するものかどうかを示すように求められた場合は、住宅型式性能認定の設計仕様の該当箇所を示す等、個別の対応をお願いします。

(2) 表2 ④に該当する場合

- 認定書の設計仕様又は認証書の適用範囲をご確認いただくことにより、多雪区域における型式であることが確認できます。そのため、品 別紙2 への記載はありません。

【ケース B】 認定・認証の内容が改正に関係し、改正に関する審査をしていない認定・認証

- 平成31年1月15日において、認定・認証の内容が改正に関係し改正に関する審査をしていない認定・認証は無効になります。
- 平成31年1月15日以後に着工する住宅の設計住宅性能評価申請又は建設住宅性能評価申請に、当該認定・認証を用いることはできませんので、ご確認願います。

【ケース C】 施行日以後に取得する認定・認証

- 施行日以後に取得する認定・認証については、認定書又は認証書の年月日を確認することにより、施行日以後も有効であることが確認できます。

【ケース D】 準備行為により、施行日に有効となる認定・認証 (E2も該当)

- 準備行為で取得した認定・認証は、認定書に付属する設計仕様又は認証書に、「国住生第547号(平成30年1月15日)の通知 3. に定める準備行為によるものであり、平成31年1月15日にその効力を生ずる。」旨の記載があるので、施行日以後に有効であることが確認できます。

【ケース E】改正に対応し、それぞれ認定型式の仕様等の認定内容に変更がなく、施行日まで有効なものと施行日以後有効なもので認定型式の認定番号のみが変更となる 1 対の認定・認証

○施行日前に設計住宅性能評価書が交付され、施行日以後に着工する場合であって、建設住宅性能評価を申請する場合、平成 30 年業住宅第 136 号本文、該当する品別紙 1、及び設計住宅性能評価申請に用いた認定・認証に対応した「施行日以後に効力を有する認定・認証番号」の認定書又は認証書を、追加することができます。

○施行日以後に設計住宅性能評価申請をする場合は、準備行為で取得した E2 の認定・認証を単独で用います。（【ケース D】と同じ扱いになります。）

<参考>

一般社団法人住宅性能評価・表示協会 住宅性能表示制度 Q&A（技術者向け）

手続き、評価の方法に関すること

タイトル	建築基準法令の改正
整理番号	12-033
質問	評価方法基準において引用している建築基準法令が改正された場合、継続案件への対応はどのようにすべきか。 <評価方法基準>
回答	<p>通常の建築基準法関係規定の改正の場合、新旧の適用すべき基準は建築物の着工時点をとらえて決まります。評価基準において引用している建築基準法の政令、告示等が改正等された場合の性能評価の運用もこの建築基準法の運用に従い、着工時点をとらえて判断します。</p> <p>なお、着工予定日が施行日以降である場合、新基準に基づく評価書を新基準の施行日前に交付することは制度上できないので、施行日を待って新基準に基づく設計評価書を交付することが望ましいと考えられます。</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請 : 設計住宅性能評価申請が受理されたことを示す。 設計評価 : 改正前の基準に基づいて設計住宅性能評価書を交付することを示す。 建設評価 : 改正前の基準に基づいて建設住宅性能評価書を交付することを示す。 ◻ 設計評価 ◻ : 改正後の基準に基づいて設計住宅性能評価書を交付することを示す。 ◻ 建設評価 ◻ : 改正後の基準に基づいて建設住宅性能評価書を交付することを示す。 着工 : 建築基準法の運用でいう着工が行われることを示す。

※一般社団法人住宅性能評価・表示協会の HP より転載

5. 住宅性能評価申請に品別紙1又は品別紙2を用いる場合

- 住宅性能評価申請に品別紙1又は品別紙2を用いる場合は、個別の申請ごとに、平成30年業住宅第136号本文並びに該当する認定・認証の品別紙1又は品別紙2を用いることを原則とします。実際の取扱いについては、各申請先にご相談ください。
- 平成30年業住宅第136号本文のあて先は、「登録住宅性能評価機関様」になっています。
- 個別の住宅性能評価申請手続きで、申請先のあて先を記載する必要がある場合は、別途、個別の申請先名と申請者名を記載した鑑を作成し、それに平成30年業住宅第136号本文並びに申請に該当する認定・認証の品別紙1又は品別紙2を添付してください。

*1：平30年国土交通省告示第80号

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部を改正する件
平成30年1月15日公布、平成31年1月15日施行

*2：平成30年1月15日付け国住生第547号

「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の改正に伴う評価方法基準及び住宅型式性能認定制度の取扱いについて」